

平成18年5月26日

各 位

会 社 名 株式会社ロジコム  
代表者の役職名 代表取締役社長 青山 英男  
(コード8938 大証ヘラクレス市場)  
問 合 せ 先 総務部セネルマネージャー 涌井 弘行  
電 話 番 号 042-565-2111

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年6月28日開催予定の第14回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを取締役会にて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 新たに導入された書面取締役会制度（第25条）、社外監査役の責任限定契約（第40条第2項）を採用するための所要の変更を行うものであります。
  - ② 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
  - ③ 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
  - ④ 「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）及び「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）が施行されたことに伴い、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供（第11条）を採用するための所要の変更を行うものであります。
  - ⑤ 「会社法施行規則」が施行されたことに伴い、株主提案議案についての字数に係る規定を採用するための所要の変更を行うものであります。
  - ⑥ 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）に基づき、従来通り端株制度を採用することとし、端株に関する規定は、附則により引き続き名義書換代理人において取扱う旨の規定を置くものであります。
  - ⑦ 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等をあわせて行うものであります。
  - ⑧ 上記変更に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 公告の方法について、周知性の向上および経営の合理化を図るため、所要の変更を行うものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。（第4条）
- (3) 今後の新株発行等資本調達に備え、発行可能株式総数を56,900株に増加しようとするものであります。（第5条）

#### 2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月28日（水曜日）  
定款変更の効力発生日 平成18年6月28日（水曜日）

以上

別紙

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| <b>第1章 総則</b>  | <b>第1章 総則</b>  |
| 第1条～第3条 (条文記載省略)   | 第1条～第3条 (現行どおり)  |
| (公告の方法)  | (公告方法)   |
| 第4条 当会社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u>  | 第4条 当会社の公告は、 <u>電子公告により行う。</u><br>ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、 <u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>  |
| <b>第2章 株式および端株</b>   | <b>第2章 株式および端株</b>   |
| (会社が発行する株式の総数)   | (発行可能株式総数)   |
| 第5条 当会社が発行する株式の総数は、 <u>40,000株</u> とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。  | 第5条 当会社の <u>発行可能株式総数</u> は、 <u>56,900株</u> とする。  |
| (新設)   | (株券の発行)  |
| (自己株式の買受け)   | (自己株式の取得)  |
| 第6条 当社は、取締役会の決議により、自己の株式を <u>買受ける</u> ことができる。  | 第7条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を <u>取得</u> することができる。  |
| (名義書換代理人)  | (株主名簿管理人)  |
| 第7条 当会社は、 <u>株式および端株につき名義書換代理人</u> を置く。  | 第8条 当会社は、 <u>株主名簿管理人</u> を置く。  |
| 2. <u>名義書換代理人</u> およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。   | 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。   |
| 3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) <u>および端株原簿並びに株券喪失登録簿</u> は、 <u>名義書換代理人</u> の事務取扱場所に備え置き、 <u>株式の名義書換</u> 、 <u>実質株主名簿</u> ・ <u>株券喪失登録簿</u> への記載または記録、 <u>端株原簿</u> への記載または記録 | 3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) <u>、株券喪失登録簿</u> <u>および新株予約権原簿</u> は、 <u>株主名簿管理人</u> の事務取扱場所に備え置き、 <u>株主名簿</u> 、 <u>株券喪失登録簿</u> <u>および新株予約権原簿</u> への記載または記録、その他株式ならびに新株予 |

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p>、端株の買取り・買増し、その他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 8 条 当会社が発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、端株原簿への記載または記録、端株の買取り・買増し、その他株式および端株に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>   | <p>約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 9 条 当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、端株原簿への記載または記録、端株の買取り・買増し、その他株式、端株または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>   |
| <p>(基準日)</p> <p>第 9 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者および端株主とすることができます。</p> | <p>(基準日)</p> <p>第 10 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかるわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者および端株主とすることができます。</p> |
| <p>第 3 章 株主総会</p> <p>(新設)</p>   | <p>第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>   |

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
|   | <p><u>第 11 条</u> 当会社は、株主総会の招集に際して、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>  |
| (招集)  | (招集)  |
| <p>第 <u>10</u> 条 定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に<u>これを</u>招集する。</p>   | <p>第 <u>12</u> 条 定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p>   |
| (招集権者および議長)   | (招集権者および議長)   |
| <p>第 <u>11</u> 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が<u>これを</u>招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が<u>これを</u>招集する。</p> <p>2. 株主総会の議長は、取締役社長が<u>これに</u>あたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> | <p>第 <u>13</u> 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> |
| (議決権の代理行使)  | (議決権の代理行使)  |
| <p>第 <u>12</u> 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>   | <p>第 <u>14</u> 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>  |
| (決議の方法)   | (決議の方法)   |
| <p>第 <u>13</u> 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>これ</u>を行</p>   | <p>第 <u>15</u> 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決</p>   |

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p>う。</p> <p>2. <u>商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第 <u>14</u> 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> | <p>権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第 <u>16</u> 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p> |
| 第4章 取締役および取締役会   | 第4章 取締役および取締役会  |
| (新設)   | (取締役会の設置)   |
| 第 <u>15</u> 条 (条文記載省略)   | 第 <u>17</u> 条 当会社は、取締役会を置く。   |
| (取締役の員数)   | (取締役の員数)  |
| 第 <u>16</u> 条 取締役は、株主総会において選任する。   | 第 <u>18</u> 条 (現行どおり)   |
| 2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。  | (取締役の選任)  |
| 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。  | 第 <u>19</u> 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。   |
| (取締役の任期)   | (取締役の任期)  |
| 第 <u>17</u> 条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。  | 第 <u>20</u> 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  |
| 2. 増員により、または補欠として選任され  | 2. 増員により、または補欠として選任され   |

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>た取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 <u>18</u> 条 当会社は、取締役会の決議により、代表取締役を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。</li> <li>3. 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選任し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</li> </ol> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 <u>19</u> 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 <u>20</u> 条 (条文記載省略)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 <u>21</u> 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれをを行う。</p> <p>(新設)</p> | <p>た取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 <u>21</u> 条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</li> <li>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</li> </ol> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 <u>22</u> 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 <u>23</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 <u>24</u> 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってを行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 <u>25</u> 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| (取締役会の議事録)<br>第 22 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。   | (取締役会の議事録)<br>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。  |
| (取締役会規程)<br>第 23 条 (条文記載省略)  | (取締役会規程)<br>第 27 条 (現行どおり)   |
| (取締役の報酬および退職慰労金)<br>第 24 条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。  | (取締役の報酬等)<br>第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。   |
| (取締役の責任免除)<br>第 25 条 当会社は取締役の商法第 266 条第 1 項第 5 号の行為に関する責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、法令の定める限度内でこれを免除することができる。<br>2. 当会社は社外取締役との間で、その社外取締役が商法第 266 条第 1 項第 5 号の行為により会社に損害を加えた場合において、職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、金 300 万円以上であらかじめ定める額と法令の定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。 | (取締役の責任免除)<br>第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。<br>2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 300 万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 |
| 第 5 章 監査役および監査役会<br>(新設)   | 第 5 章 監査役および監査役会<br>(監査役および監査役会の設置)<br>第 30 条 当会社は、監査役および監査役会を置く。  |
| (監査役の員数)   | (監査役の員数)   |

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| 第 <u>26</u> 条 (条文記載省略)<br><br>(監査役の選任)<br>第 <u>27</u> 条 監査役は、株主総会において選任する。<br><br>2. 監査役の選任決議は、 <u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行</u> う。 | 第 <u>31</u> 条 (現行どおり)<br><br>(監査役の選任)<br>第 <u>32</u> 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。<br><br>2. 監査役の選任決議は、 <u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行</u> う。 |
| (監査役の任期)<br>第 <u>28</u> 条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。<br><br>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。                              | (監査役の任期)<br>第 <u>33</u> 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br><br>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。                                |
| (常勤監査役)<br>第 <u>29</u> 条 監査役は、互選により、常勤監査役を定める。   | (常勤監査役)<br>第 <u>34</u> 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。   |
| (監査役会の招集通知)<br>第 <u>30</u> 条 (条文記載省略)  | (監査役会の招集通知)<br>第 <u>35</u> 条 (現行どおり)   |
| (監査役会の決議の方法)<br>第 <u>31</u> 条 (条文記載省略)   | (監査役会の決議の方法)<br>第 <u>36</u> 条 (現行どおり)  |
| (監査役会の議事録)<br>第 <u>32</u> 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。   | (監査役会の議事録)<br>第 <u>37</u> 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。  |
| (監査役会規程)<br>第 <u>33</u> 条 (条文記載省略)   | (監査役会規程)<br>第 <u>38</u> 条 (現行どおり)  |

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| (監査役の報酬および退職慰労金)<br>第 34 条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。  | (監査役の報酬等)<br>第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。   |
| (監査役の責任免除)<br>第 35 条 当会社は監査役の責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、法令の定める限度内でこれを免除することができる。 | (監査役の責任免除)<br>第 40 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。<br>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金200万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 |
| (新設)   | 第 6 章 会計監査人  |
| (新設)   | (会計監査人の設置)<br>第 41 条 当会社は、会計監査人を置く。  |
| (新設)   | (会計監査人の選任)<br>第 42 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。   |
| (新設)   | (会計監査人の任期)<br>第 43 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたも   |
| (新設)   |  |

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| (新設)  | <p><u>のとみなす。</u></p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p><u>第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>   |
| 第6章 計算  | 第7章 計算  |
| (営業年度)  | (事業年度)  |
| 第 36 条 当会社の <u>営業年度</u> は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、 <u>毎営業年度末日を決算期とする。</u>   | 第 45 条 当会社の <u>事業年度</u> は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。   |
| (利益配当金)   | (剰余金の配当等)   |
| 第 37 条 当会社の <u>利益配当金</u> は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または <u>登録質権者</u> および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、 <u>これを支払う。</u>  | 第 46 条 当会社の <u>剰余金の配当</u> は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または <u>登録株式質権者</u> および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、支払う。  |
| (中間配当)  | (中間配当)  |
| 第 38 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または <u>登録質権者</u> および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、 <u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配</u> （以下「 <u>中間配当</u> 」という。）を行うことができる。 | 第 47 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または <u>登録株式質権者</u> および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、 <u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u> （以下「 <u>中間配当</u> 」という。）をすることができる。 |
| (利益配当金等の除斥期間)   | (配当金の除斥期間)  |
| 第 39 条 利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。   | 第 48 条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。   |
| 2. 未払の <u>利益配当金</u> および <u>中間配当金</u> には利息をつけない。   | 2. 未払の <u>配当金</u> には利息をつけない。  |

| 現 行 定 款 | 変 更 案  |
|---------|--|
| (新設)    | <p><u>(端株の名義書換代理人等)</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>第 1 条 当会社の端株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する端株と併せて1株となるべき端株を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p><u>第 2 条 当会社は、端株につき名義書換代理人を置くものとする。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当会社の端株原簿の作成ならびに備置きその他の端株原簿に関する事務は、これを名義書換代理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第 3 条 当会社の端株に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p><u>第 4 条 本附則第1条から第4条は、当会社の端株が存在しなくなったときをもって削除されるものとする。</u></p> |